

第4回茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会開催結果

1 日 時 令和7年8月4日（月）15時00分から17時00分まで

2 場 所 水戸三の丸ホテル 4階 ステラ

3 出席者 委員 11名
事務局 8名
市町村※ 28名（オブザーバー）

※ 東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、大子町（東海第二発電所に係る原子力災害対策重点区域を含む市町村）

4 議 事

- （1）検証に当たっての前提条件の整理
- （2）検証項目「住民への情報伝達」
- （3）その他

5 結 果

- ・ 住民への情報伝達に係る県の方針・対策案について、「①緊急時における情報伝達体制」、「②緊急時における住民への情報伝達手段」及び「③平時からの住民への情報提供」の三つの観点から検証。
- ・ 議論の結果、下記の論点について、改めて県の方針・対策案を整理し、次回以降の委員会において、再度議論することとなった。
 - ① 緊急時における情報伝達体制
 - ◆ 関係者（国、県、市町村等）間における情報共有・意思決定の在り方の明確化
 - ◆ 住民への情報発信体制・リスクコミュニケーションの在り方
 - ② 緊急時における住民への情報伝達手段
 - ◆ 住民への情報伝達における関係者間の役割分担、情報伝達手段の普及方針
 - ③ 平時からの住民への情報提供
 - ◆ これまで実施してきた普及・啓発の手法・効果の検証
 - ◆ 今後重点的に実施すべき原子力防災の知識の普及・啓発の実施方針

6 議事要旨

目次

(1) 事務局説明	2
ア 議題1 (検証に当たっての前提条件の整理)	2
イ 議題2 (検証項目「住民への情報伝達」)	3
(ア) 緊急時における情報伝達体制	3
(イ) 緊急時における住民への情報伝達手段	3
(ウ) 平時からの住民への情報提供	3
(2) 質疑応答・意見 (○：委員、●：事務局)	3
ア 議題1 (検証に当たっての前提条件の整理)	3
(ア) 検証の対象・範囲について	3
(イ) 避難状況の確認について	4
(ウ) 屋内退避指示及び避難・一時移転指示の解除について	5
(エ) その他	6
イ 議題2 (検証項目「住民への情報伝達」)	7
(ア) 緊急時における情報伝達体制	7
a 国、県、市町村間の情報伝達体制について	7
b 関係機関の協力体制について	10
c 市町村のマンパワーについて	11
(イ) 緊急時における住民への情報伝達手段	12
(ウ) 平時からの住民への情報提供	13
a 原子力防災の知識の普及・啓発について	13
b U P Z外の住民の防護措置について	14
ウ まとめ	15

(1) 事務局説明

ア 議題1 (検証に当たっての前提条件の整理)

資料1に基づき、第3回委員会での委員意見を踏まえて追記・修正した点を説明。

- ◆ 検証に用いる対象人数
 - 避難・一時移転対象外の住民の避難の発生による影響も考慮する。また、その他に防護措置の対象となる可能性がある対象者の属性を整理。
- ◆ 検証の対象・範囲
 - 「緊急事態における初期対応段階」の防護措置（避難退域時検査完了かつ30km圏外への離脱完了まで）を検証の対象とし、これに含まれない「避難所の運営」や「避難状況の確認」に係る具体的なオペレーションは検証の対象としない。
- ◆ 検証の主眼
 - 初期対応段階の防護措置を実施するための県の方針・対策案が妥当なものになっているかを検証する。
- ◆ 検証の手法
 - 市町村の避難計画についても、県の対策案との整合性の確認を行う。
- ◆ 前提条件
 - 「検証で想定する時期・時間・気象」、「避難計画等の策定状況との関係」及び「複合災害への対応」を追加。

イ 議題2（検証項目「住民への情報伝達」）

（ア）緊急時における情報伝達体制

資料2-1に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 各緊急事態区分における国、県、市町村間の情報伝達内容
- ◆ 各緊急事態区分における国、県、市町村間の情報伝達体制
- ◆ 空間放射線量率の監視・把握体制

（イ）緊急時における住民への情報伝達手段

資料2-2に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 住民への情報伝達手段の現状と課題
- ◆ 県が取り組む新たな情報伝達手段（いばらき原子力防災アプリ及び双方向情報伝達システム）

（ウ）平時からの住民への情報提供

資料2-3に基づき、以下の内容について説明した。

- ◆ 放射線の基礎知識及び原子力防災の知識の普及・啓発に係る現在の取組状況
- ◆ 今後重点的に取り組む分野と普及・啓発の方針

（2）質疑応答・意見（○：委員、●：事務局）

ア 議題1（検証に当たっての前提条件の整理）

（ア）検証の対象・範囲について

- 原子力防災でやらなければならないことは山のようにあり、いろいろなパターン（発生時期など）もあって、全てを想定した対応を決めるのは、土台無理な話だと思う。国、県、市町村がそれぞれやるべきことの境界も曖昧なままである。数多くやらなければならないうちの、特に重要なものが、資料1に検証対象として挙げた5項目であって、まずはこの5項目を検証するという認識でよいのか、また、この5項目の検証の過程で、現実的に行政が実施できる範囲を検証し、できる限り国、県、市町村の役割を明確にする方向で議論していくという理解でよいのかを確認したい。
- ご指摘のとおり、この5項目を基本として、各項目において県の方針をお示しさせていただき、検証していただくという認識である。ただし、必要に応じて項目の追加も検討する。
- これで県としては全てをやったということにならないことが重要であると思う。また、市町村と県の役割をできるだけ明確にした方がよいと思う。そのあたりを前提条件として付記することで、市町村も安心できるのではないかと感じた。
- 例えば、住民への情報伝達とか屋内退避については、最終的に住民に理解してもらわなければならない、また、メディアが情報をきちんと伝達できるのかどうかの問題もある。屋内退避を実行できるかは、住民のリテラシーに依存する部分も大きい。そのようなことまで踏まえないと実効性のある検証にはならないと思う。ただし、本委員会では、地域防災計画や避難計画を策定する主体である県や市町村の対策が妥当かどうかを検証することに焦点を絞るということ、は、確認しておいた方がよいと思う。

(イ) 避難状況の確認について

- 避難所の運営を本委員会における検証の対象としないのは、それは次のフェーズだからよいと思うが、避難状況の確認を検証せずに避難計画の有効性を評価できるのか。
- 本委員会における検証の範囲は、初期対応段階の防護措置に基づき、30km 圏外への離脱完了又は避難退域時検査完了までというように整理した。
- 避難状況の確認には、「避難後の状況の確認」と「避難が完成したかどうかの確認」の二つがあると思っていて、前者については、本委員会における検証の対象としない方針で差し支えないと思っているが、後者についても、検証の対象としないのか。
- 本委員会における検証の対象は「緊急事態における初期対応段階の防護措置」と整理しているので、本来、5 km 圏内あるいは 30km 圏内など、対象区域からの避難が完了した段階をもってゴールと位置付けるべきだと思うが、一方で、各家庭を個別に訪問して避難の完了を確認する作業については、相当の時間を要すると考えており、その完了の時間までは今回の検証における評価の対象外としたいと考えている。
- P A Z に避難できずに残っている住民がいるかもしれないが、そのあたりについては検証の対象としないのか。
- 事務局の趣旨は、内閣府が各原子力発電所立地地域で取りまとめている緊急時対応の範囲までを検証対象とするという意味であり、それ以降のフェーズについても対応は行うものの、本委員会における検証の対象とはしないという意味だと理解している。
- 本委員会における検証の対象・範囲について、避難状況の確認を検証の対象としないと明確にするのであれば、それはそれでよいと思うが、例えば、避難していない住民が残っている可能性があり、いつまで P A Z の自治体職員が現地に残るのかは、重要な問題である。避難には、住民の避難のほかに、自治体職員がどのような段階で現地活動を終えるのかという点も含まれており、これまではその点についてあまり議論されてこなかったが、とても重要な話だと思うので、このあたりの切り分けを明確にしておかないと、後々、役割分担の問題になるのではないかと気になっている。
- この点については、今後、検討を進めていきたいと思う。
- 本日議論する「住民への情報伝達」に関して、情報伝達手段が増えることはよいことだと思う。一方で、本当に避難したかどうか、避難が完了したかどうかというところまで確認しないと、情報伝達が適切に行われたかどうかの評価ができないのではないと思う。自然災害でも同じ問題があって、本当に避難できたかどうかの確認は非常に難しい。例えば能登半島地震においては、1.5 次避難や 2 次避難といった形で避難先が段階的に広がっていき、その動きを追うことは市町村にとって非常に難しい課題になっている。災害対策基本法の改正においても、「場所から人への支援」に理念が転換されており、人の行動の把握がますます重要になってきている。原子力災害においても、自然災害以上に避難状況の確認が重要だということであれば、原子力災害こそ先行して検討すべきものであり、原子力災害で確立された仕組みを自然災害にも同じツールや手段として展開できれば非常に望ましいと思うので、避難状況の確認の在り方についても今後検討していただきたい。
- ご意見を参考にして検討を進めたいと思う。

(ウ) 屋内退避指示及び避難・一時移転指示の解除について

- JCO事故の時から現在もなお、屋内退避の解除をどうするかという課題が残っていると思っている。資料1「1 検証する事故のケース」にも、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」における屋内退避の解除の考え方が記載されているが、検証する事故のケースを考えると、ケース②は一時移転も含まれ、一時移転の解除がどうなるかという話も出てくる。どのように解除するかについても、本委員会において、その考え方や、その情報伝達体制といったところまで議論できるのか。
- 本委員会における検証の範囲は、初期対応段階までと整理しているため、解除に関する議論までは考えていなかったところ。
- チャレンジングではあるが、やはり指示と解除は両方同時に検討しておく必要があると考える。確かに緊急時対応という意味では指示だけかもしれないが、その後の段階を見据えれば、指示と同時に解除のことも考えてほしい。
- 資料1「1 検証する事故のケース」の事故のケース①に「屋内退避の解除を想定」と記載されているので、解除も検証の範囲に含まれているのではないかなと思うが、いかがか。
- 「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」では、プラントの状況が安定し、プルームが滞留していないことが確認できれば解除が可能であるという考え方が示されたかと思う。そういったことも、今後、原子力災害対策指針などにおいて、具体的に明記されてくると思うが、非常に重要な課題だと思うので、そういった状況を注視しつつ検討してまいりたい。
- 屋内退避の解除だけでなく、できれば一時移転の解除についても議論していただけないかと考えている。本委員会でダイレクトに議論するかどうかは分からないが、例えば、資料1「第3回委員会の結果（概要）」に「必要に応じて項目の追加も検討」と記載されており、あるいは留保事項として取り上げられる可能性があるものと認識した。
- この点については、前提条件の話にもなってくるので、もしこれを議論の対象としないのであれば、その理由も含めて説明いただければと思う。また、住民としては知りたいところだと思うので、可能な範囲で議論に含めていただいた方がよいと思う。
- 現行の原子力防災の仕組みだと、避難の指示や解除は県独自では実施できず、必ず国が関与するので、どういう基準で解除するか、指示するかということ自体は、県の範疇にはない。県ができるとすれば、国が避難指示を発出しなくても、住民の状況を見て、県独自で避難指示を発出するくらいしかないはずなので、どの段階で避難指示を発出するか、解除するかというのは、県としても独自では決められないかなと思うが、その認識で合っているか。
- どのタイミングで一時移転を解除するか、屋内退避を解除のかなどについては、県では決めていない状況である。
- 本委員会は県の委員会であり、県民に対して示すものなので、県から国に確認した上で、県の方針を本委員会で議論した方がよいと思う。
- 国の方針を待っている必要もないと思うので、県としての考え方や必要な事項を明確にした上で、国に対して意見表明すべきであると思う。

(エ) その他

- 「検証で想定する時期・時間・気象」に加え、交通規制状況についても前提条件に追加した方がよいと思う。
- 防護措置の対象者として入院患者については明記されているが、入院していない患者や、定期的に通院しないと生命が維持できない透析患者なども、入院患者に当てはめて考えるという認識でよいか。
- 詳細な人数は把握できないが、当然、そのような方がいることを前提として考えていく。
- 通院が必要な方のほか、例えば、出産が間近に迫っているなど、様々な事情により屋内退避が困難な方が生じる可能性がある。こうした状況についても、県として配慮する姿勢を示しておくことが必要である。そのため、前提条件に「その他屋内退避が難しいと考える状況」ということを入れておいて、県としては様々な状況について今後も配慮していく旨を明示することで、県民の安心につながるのではないか。
- 県の対策案と市町村の避難計画との整合性を確認することが明記されたのは、大変結構なことだと思う。県が主体となって実施すべきことは、資料1に検証対象として挙げた5項目のようなことだと思うが、一方で市町村が十分に対応できなかった場合には、県がこれを補完する必要があるので、県がそうした認識を持っているということは、明示しておいた方がよいのではないかと思う。
- 原子力防災に係る対応については、市町村の要員だけでは十分な対応が困難なことは明白であり、当県による支援や他県からの応援などを想定している。こうしたスキームについては、検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」の中でお示ししたいと考えている。
- 最終的な避難計画ができた段階では、その実効性という観点が入ってくるが、それを本委員会で検証するのか、あるいは本委員会は計画を策定するまでで、「計画策定が終わった段階で、実効性の検証が必要である」という申し送りにするのか。実効性の検証をどこで行うのかは、今後の議論だと思っている。
- 資料1「1 検証する事故のケース」において、具体的な「事故のケース」を記載する必要はないのではないか。「事故の進展」と「想定する住民の防護措置」で網羅されている。かえって「事故のケース」を記載することで、この事故ケースだけしか想定しないと誤解されない方がよい。
- 「検証に当たっての前提条件」については、1回目から3回目まで議論し、今回再確認したところであるが、以降、具体的な検証項目の議論を進めていく中で、この前提条件に立ち戻りながら議論を進められればと思う。全体の検証作業を進めていく上での共通の土台となるので、疑問が生じた場合には、今後も意見を頂ければと思うが、まずはこれを前提に議論を進めていきたいと思う。

イ 議題2（検証項目「住民への情報伝達」）

（ア）緊急時における情報伝達体制

a 国、県、市町村間の情報伝達体制について

- 県や市町村の災害対策本部において、住民からの問合せについて、十分な人員の確保や、適切に応答できる体制が整備されているか、現在の状況を教えてください。
- 県の地域防災計画においては、災害発生時に住民の問合せ窓口を設置することが規定されている。市町村の計画においても同様であると思う。ただし、原子力災害のような大規模災害を想定する場合、問合せ件数が殺到することも十分に考えられる。そのような状況に対しては、例えば、NEAT（原子力緊急時支援・研修センター）の支援なども期待しているところであり、関係機関と連携して対応できればと思う。
- 空間放射線量率は、国のモニタリングシステムにより公表される仕組みになっている。空間放射線量率の値は瞬間的に上昇するなど、変動したりすると思うが、専門的な知識を持つ者が説明せずに、そのまま公表されると、SNSで不確かな情報が錯綜するおそれがあると思う。この点について、県として、SNSの監視も含めて、今後どのような対応を講じる考えがあるのか。
- 県の地域防災計画においては、住民による流言飛語を抑制するため、状況の変化がない場合でも継続的に情報発信を行うほか、正確な情報を解説付きで、住民がどのように考えるべきかを含めて発信することとしているが、具体的にどのような文言で周知するかは、現時点では決まっていない。一方で、ご指摘のとおり、空間放射線量率に係る情報が原子力規制委員会のホームページで公開されているので、空間放射線量率が上昇した場合に、どう判断すればよいのかということや、例えば「現段階では避難を実施する状況ではない」といったことなど、具体的な行動指針も併せて示した上で広報する必要があると考えている。
- 例えば、緊急時に住民の不安感が広がっている時のリスクコミュニケーションをどうするかという問題があったり、現状では緊急時の空間放射線量率がホームページなど公的なルートのみで発信されているが、どのようにメディアを活用して発信するのかといったことや、知事や関係者による具体的な広報の在り方が決まっていなかったりするので、そのあたりが大きな課題だと思う。当然ながら広報自体は行われるものと理解しているが、その準備が十分になされているのかどうかは重要だと思う。情報発信については、東日本大震災の際の県の対応や反省もあると思うので、次回以降にそのあたりの考え方を示していただきたいと思う。
- 例えば、記者発表について、どのようなタイミングで実施するかという基準は一応定められている。しかし、ご指摘のような具体的事例に対する対応については詳細を確認したいと思う。
- 県民からの問合せ対応や、県民が実際に得た情報を行政へどのように届けるかという点については、更に検討していくとよいと思う。また、住民への情報伝達について、どのようなメッセージを、どのタイミングで、どこに、どのように情報伝達するのかについて、詳細な説明がなかったため、次回以降に説明いただきたいと思う。

- 資料2で、住民等に対して県と市町村から矢印が引かれているが、同じ情報がきちんと届かないと確実に混乱が生じるので、県と市町村が住民向けに発信する情報について、県と市町村で、それぞれ調整した上で発信するのか、現状の方針を教えてほしい。
- 市町村から住民に発信される情報と県から発信される情報を統一させる方針については、現時点では整理されていない。国においては、O I L 2を超えた区域における住民の移動を「一時移転」という言い方をしているが、住民からすると「避難」と言われた方が分かりやすいという意見もある。このあたりは課題であると考えているので、検討を深めたいと思う。
- ここは確実に検討しておかないと確実に混乱が生じる場所なので、テンプレートを明確に決めておくなど、そこまでしっかりと検討が必要だと思う。
- 資料2では県と市町村の間に双方向の矢印が描かれており、ここで何らかの検討が行われるものと推測したが、資料2-1「情報伝達体制図」では、双方向矢印がないため、実際には県と市町村の協議はないという理解でよいのか。
- 県と市町村の間では、国から伝達された情報に関して協議した上で対応方針を決めることになる。資料2-1「情報伝達体制図」については、情報伝達の流れを説明したものであるため、片方向だけの矢印となっている。
- その協議というのは、資料2-1「情報伝達体制図②【施設敷地緊急事態該当事象発生時】」の「現地事故対策連絡会議」で調整するという理解でよいのか。
- ご認識のとおり。
- この双方向矢印が具体的に何を意味するのか、きちんと定義しておく必要がある。資料の中でよく双方向矢印が使われたりするが、実際には何も行われていないということもあつたりするので、ここは検証の中で、この双方向矢印が何を意味しているのかが明確になるよう整理をしていただきたいと思います。
- 原子力災害では内閣総理大臣が自治体に対して避難指示を発出する。それを受けて、市町村長は住民に避難指示を行う一方、県は主に調整の役割を担うと思う。P A Zは自動的に避難となるが、U P Zは空間放射線量率が基準を超えたエリアを踏まえ、国や県、市町村が協議して避難や一時移転の対象区域を決定し、具体的なオペレーションについては、県というよりは市町村が主体となると思う。避難の実施や住民の一時移転に関する意思決定、県と市町村の役割分担など、矢印の示す意味を具体的に記載してほしい。双方向矢印だけだと、ただ相談するだけなのかくらいにしか思わないが、原子力災害だとそうではなく、どこを避難させるのかというのを意思決定するとか、県と市町村のどちらに役割があるかとかの話なので、資料2-1「情報伝達体制図」の右端の赤い矢印や⑤の矢印のところなどについては、より具体的に何を協議するのか、何を住民に指示するのかなどについて、整理して記載した方がよいと思う。
- 現在の原子力防災においては、原子力発電所の状況によって避難の実施を判断するのが基本的な考え方である。しかし、防災の観点からいうと、原子力発電所の状況だけでなく、地域の状況も加味して避難の実施を判断すべきであると思う。オフサイトセンターにおける会議でも、上意下達が基本となっている

る。本来であれば、オフサイトセンターで地域の状況に係る情報を収集する必要があるが、市町村が各住民の動向をどのように把握して、何をオフサイトセンターへ情報提供すべきか、という訓練が十分に実施されていないように見受けられる。資料２－１「情報伝達体制図」でも、住民からの情報が行政に向かっていない。住民の状況把握や情報集約の方法についても今後検討が必要であると思う。

● 住民の状況把握の仕組みについても検討したいと思う。

- 今回の情報伝達の仕組みは県を中心として記載されているが、実際には、国においては、大臣室やＥＲＣ（緊急時対応センター）、オフサイトセンターというふうに多重構造になっていて、モニタリング結果についても、ＥＲＣの中で判断されて、それがオフサイトセンターと県へ伝達されるという構造になる。資料２－１「情報伝達体制図」では、モニタリング情報がいきなり県に入り、県で判断するかのような記載になっているが、実際にはそうはなっていない。記者会見のフローに関しても、おそらく国が先に会見を行い、それを踏まえてオフサイトセンターが会見を行い、それを踏まえて県が会見を行うといったような構造になっていて、県の会見時には、国の会見の情報が既に住民に伝わっている状況になっているはずである。そのため、県の会見の前に住民が動き出す可能性がある。このタイムラグをどのように調整するかが重要である。住民への情報発信の内容については、ワンボイスなので、県と国で調整しながら決めることにはなると思う。県の計画では、県を中心に記載するのは仕方ないが、実際の原子力防災の仕組みは、国が上位にあることを踏まえた整理が必要である。実際の災害時には、行政から住民への情報伝達よりも、報道機関の情報が先行したり、ＳＮＳ上での情報が先行したり、様々なことが起こり得るので、基本は資料のとおりだとしても、住民側から見てどのような経路で情報が流れてくるかについても整理しておかないと、情報のコントロールが難しくなるかもしれないと思う。
- ＪＣＯ事故の際には、東海村が決定した屋内退避指示を、ＮＨＫが先に報道したことで混乱した。また、福島第一原子力発電所事故では、官邸で情報集約していたにもかかわらず、東京電力が福島県災害対策本部で原子炉の状況を説明したことにより、県と国で情報に齟齬が発生し、混乱が生じた。そのため、情報発信の主体に係る県の考えを明確にした方がよいと思う。県民への広報をどのように実施するのかというのは重要なポイントだと思うので、どのような方針で、プレスリリースなどの広報を実施するのかを示していただきたいと思う。
- 「住民等」の中には観光客も含まれていると思うが、例えば、東京に働きに行っていて、これから帰ってくる人もいて、その人たちが高速バスに乗っていたら途中で降ろされるのではないか。この資料の中にＮＥＸＣＯやＪＲへの伝達という言葉がなかったが、県内の公共交通事業者への連絡体制も重要であると思う。
- 県は、市町村に比べて、住民と日常的にあまりコミュニケーションを取っていないと思う。あまり得意ではないところを県がやるよりは、市町村に頑張っ

てやってもらうというやり方もあると思う。資料２－１「情報伝達体制図」において、県から住民等へ向かう矢印を引いているが、おそらく、県が想定しているのは、「住民等」の「等」に当たる、医療機関の入院患者や社会福祉施設の入所者であって、一般住民への対応は市町村が行ってほしいという考えがあるのではないか。

- ご指摘のとおり、一義的には、市町村の方が住民への情報伝達手段を多く有している。一方で、医療機関や社会福祉施設、あるいは公共交通事業者やインフラ事業者などへの情報伝達については、市町村だけでは取りこぼす部分もあると思われるので、県としても漏れのないような形で情報伝達を行う想定である。
- 訓練での住民へのアンケート結果を見ると、情報が市町村から来たのか県から来たのかは住民側では全く関係がなく、行政から来た情報として受け止められている。その中で、県と市の情報の整合性が取れていないと混乱を招くという点は、非常に重要なことであると感じている。

b 関係機関の協力体制について

- 災害対応は、行政だけでは対応できない部分が非常に多く、指定公共機関や指定地方公共機関の協力を得なければ、行政ではほとんど何もできない状況になると思う。今回の資料では、指定公共機関の役割や対応計画などとの整合性について言及がないため、そのあたりの情報があると議論がより深まるのではないか。
- 今回の資料では、報道機関の役割について触れてはいるが、次回以降、より詳細な内容を明記したいと思う。
- 基本的に、地域防災計画や広域避難計画には、指定公共機関を含む関係機関の対応も含まれていると思うので、それについて検証の対象から排除しているわけではなくて、それも含めて検証するということでよいと思う。
- 各指定公共機関の防災業務計画を見ると、原子力防災に関する記述は極めて少なく、例えば施設敷地緊急事態のときに何を行うか、全面緊急事態のときに何を準備するかといった具体的な内容までは盛り込まれていないのが現状だと思う。したがって、今回の検証の中でそれが適切かどうかを議論するかは別としても、この議論の結果として指定公共機関に何を求めるのかというところまでは示せるのではないかと考えているので、そのあたりは検討していきたいと考えている。
- ご指摘の点について、検討したいと思う。
- 指定公共機関が、例えば施設敷地緊急事態のときはこのように対応するといったことを独自に決めてしまっても困るので、自治体が指定公共機関に何を求めるのかという点については、協議会のような場で調整しておかないといけないと思う。特に原子力防災に関しては、対応経験が少ないので、なおさらこうした協議が必要であると思う。

c 市町村のマンパワーについて

- 資料２－１「情報伝達体制図」を見ていて一番気になるのは、市町村の負担である。国であれば原子力規制庁という大きな組織があり、県庁もある程度の人員を有しているが、市町村となると、それぞれの人口規模にもよるが、原子力防災担当者が３、４人いればよい方であり、多くの市町村では人員が限られているのが実情だと思う。原子力災害時の体制としては上意下達であるため、下にいくほど人員が減っていく。担い手がいないのに業務が積み上がり、確実にパンクするのではないかと思う。この図を見ても、市町村で一人の担当者が全て担うのは明らかに厳しく、マンパワーの確保も厳しいと思うので、県と市町村の間の役割分担をどこまで具体的に詰められるか、その詳細を詰めるところが最も重要な点ではないかと思う。市町村のマンパワーに関するデータを把握した上で、県の想定に対して市町村が対応可能であると合意しているのかどうかというところまで詰めないと厳しいのではないかと思う。市町村と県のやりとりの中で、あらかじめ緊急時の役割分担を決めておいて、できるだけマンパワーを減らす取組があるとよいと思う。本委員会で原子力防災に関する全てのことを決めることはできないけれども、少なくともマンパワーや県と市町村の役割分担については、より詳細に詰めていただいた方が、検証する立場としては、判断しやすくなると感じている。
- 市町村においては、原子力防災専門の課を有していないところが多く、他の防災分野も併せて担っているセクションが多い状況である。今のご指摘も踏まえ、まずは県と市町村の間の双方向矢印の部分の整理を引き続き検討したいと思う。
- ある市町村で検討したところ、20箇所の一時的集合場所にそれぞれ10人ずつ職員を配置すると、200人が必要となるため、交代要員を含めると当該市町村の職員はそれだけで不足する状況となる。これはバスに乗車可能な住民への対応のみであり、それ以外の避難行動要支援者への対応など、本来行政が力を入れないといけないところに、十分なマンパワーを割くことができないのが実情であり、他の市町村でも同じような課題があると感じている。
- ご指摘のとおり、市町村においては災害対策本部が立ち上がるが、情報伝達はあらゆる媒体を用いて実施することとなっており、その負担は大きいと認識している。今後、検証項目「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」で検証していただく予定ではあるが、原子力災害対応には多大なマンパワーが必要となる。原子力災害ではないが、過去に県内で自然災害が発生した時には、県の災害対策本部で機動班を編成し、各市町村の支援にあたった事例もある。このような仕組みもあるので、原子力災害においても、県から市町村の支援も前提にして考えてまいりたいと思う。
- 例えば、避難退域時検査の要員が不足する場合に、それを他の手段で補填するというのは、このような検証を行うからこそ、初めて見えてくる対応だと思うので、市町村の避難計画も含めて確認を行うとしている以上、ぜひ市町村の課題も拾い上げ、何らかの形で議論できればよいと思う。

(イ) 緊急時における住民への情報伝達手段

- いばらき原子力防災アプリ（以下「県アプリ」という。）を通して県民に情報を伝達するということが、県アプリの登録者数はどのくらいか、本当に県民に情報が伝わるのか、この点については、今後、検討するとよいと思う。
- 県アプリのダウンロード数は、現在 8,000 程度である。まだ少ない状況であるが、今後、様々な広報活動を通じて利用促進を図りたいと考えている。
- 県アプリや双方向情報伝達システム（以下「双方向システム」という。）は、属性に応じた住民応答が可能だという点で、とても良い取組だと思う。こうした取組は、実際の防災支援や防災訓練の中で検証されると思うが、その検証結果についても、今後併せて報告を頂ければ、大変役に立つのではないと思う。
- 避難状況の確認については検証しないとのことだが、県アプリや双方向システムにおいて、個別応答が可能であるならば、「避難所に到着した」、「現在避難中である」といった状況の確認はできるのではないかと。避難状況の確認は、避難計画において重要だと思うので、これらをうまく活用すればよいのではないと思う。
- ご指摘の点については、技術的な可能性や有効性をよく整理した上で、検討したいと思う。
- 平時において、例えば先日の津波避難の際でも、実際に避難した人を確認することは、現在の日本では十分にできておらず、非常に困難なことであると思う。しかし、原子力災害の場合にはそれを確認しなければ、後々混乱を招くこともあるので、どのように避難状況を確認していくかについては、考えていただければと思う。
- 資料 2-2 「2. 通信手段の変化に合わせた手段」において、テレビの普及率が高いため、テレビを活用した双方向システムを整備するとしているが、実際にはテレビのインターネット接続率はそれほど高くないと思われるので、テレビのインターネット接続率がどの程度なのか、また、双方向システムを導入するためのコストがおおよそどの程度なのかといった情報も示していただきたい。
- 双方向の情報伝達は非常に重要であると思う。その意味では、通信キャリアと交渉して、緊急速報メールに「確認しました」や「避難しました」という選択肢をタップできる仕組みを設けた方が手取り早い上に、より確実な情報が集まるのではないと思う。県でシステムを新たに構築するよりも、本当は国が主導して行う話だとは思いますが、通信キャリアに対応を求めるという発想もあると思う。
- 双方向システムは、セットトップボックスをテレビに付けて緊急警報放送のような仕組みを持たせ、スマートフォンなどを使用できない世帯でも情報を受信できるように、今後普及させていくものと聞いているが、全世帯への普及には困難なところがあるのは確かだと思う。次回以降の説明において、これのように、どのような世帯に普及させ、どの穴を埋めていくのかについて、補足いただきたいと思う。

(ウ) 平時からの住民への情報提供

a 原子力防災の知識の普及・啓発について

- 防災訓練に参加した住民からの意見であるが、施設敷地緊急事態や全面緊急事態になったという情報が来たときに、住民がその情報を受け取っても何をすればよいのか分からないという課題がある。屋内退避を指示されても、住民からすると、屋内退避とは何か、具体的にどのような行動を取ればよいのか分からない。これを事前に教育しておくことや、実際に災害が発生したときに、具体的に取り組むべき行動も併せて示してあげること考えなければいけないと感じている。
- 住民への原子力防災の教育について、原子力防災のテーマだけで受け入れてもらえるか。自然災害も含めた防災教育やサイバー犯罪などの様々な安全教育に原子力防災の内容を含めるなどの工夫をしないと、原子力防災だけを子どもたちに教えるのは、若干無理があると感じる。利便性を追及する一方で、何らかのリスクを伴うのは原子力発電だけではない。原子力防災の枠を超えた様々な安全に対応する仕組みを作る必要があるのではないかと。一方で、指定公共機関などにおいて原子力防災対応が抜けているところに関しては、専門的に詰めていく必要がある。
- 住民だけでなく関係機関に対する原子力防災の知識の普及・啓発がなぜ十分に進んでいないのか、課題を整理する必要があると思う。緊急時には、最終的には関係機関に対応してもらわなければならないけれども、現状ではその知識が十分ではないので計画も立てられない状態であるので、まずは知識の普及・啓発が必要だと思う。原子力防災の知識の普及・啓発における課題を整理して、再度議論できればよいと思う。
- 放射線の基礎知識の普及・啓発は継続して行ってきたが、原子力防災の知識の普及・啓発は十分ではなかったもので、今後はそれに取り組んでいくということは理解した。それはよいと思うが、せっかくこれまで放射線の基礎知識の普及・啓発を行ってきたのであれば、それがどのように実施されてきたのかを検証すべきだと思う。資料2-3の広報媒体をただ作成してただけなのか、要望があれば配付していたのか、何か方針があって配付先を決めていたのかなど、検証した方がよいと思う。例えば、環境省では、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を作成しているが、これは方針を決めて配付方法を考えながら、毎年配付すべきところに配付している。他の省庁においても、様々な防災に関するハンドブックを作成しているが、作成後、その活用方法についての委員会などを開催したりしている。これまでに作成した広報媒体がどのように活用されたのか、または活用されなかったのかというところまで検証できれば、今後の原子力防災に関する広報の方針が見えてくるのではないかと。
- 緊急時については、確実に避難を完了させるというゴールが明確なので、そこに向けてどういう情報伝達をしていくかなど、検証がしやすいが、平時については、住民に情報が届けばゴールなのか、住民が理解するとゴールなのか、住民が何らかの行動を起こすとゴールなのか、その設定を適切に行わなければ検証がうまくいかないと思う。一方で、平時からの情報提供は非常に深い話なので、どこまで検証すればよいのか、非常に悩ましい。緊急時については検証の対象・範囲について議論してきたが、平時についてもどこまで検証するのか、線引きをした方がよいのではないかと。県と市町村の役割分担を明確にしない

いといけませんが、そこまでやるとすごく大変だと思うので、平時においては、どこをゴールにするのかを明確にするとよいと思う。そういう点では、今後、放射線の基礎知識に加え、原子力防災の知識の普及・啓発に重点的に取り組むことは非常に重要なので、ぜひ進めていただきたいと思う。県アプリでも原子力広報いばらきや原子力ハンドブックにアクセスできるようになっているのにもかかわらず、そのことが資料に記載されていないのは非常にもったいない。緊急時よりも平時の方が深い話になってしまうので、現在取り組んでいること、できていることはどこまでなのかをしっかりと示しつつ、本委員会における検証の対象・範囲を明確にすることが重要だと思う。

b U P Z 外の住民の防護措置について

- 資料3「今後の取組」の「今後重点的に取り組む分野」について、例えば、U P Z の住民に対しては、U P Z の一部で一時移転が生じた場合に、一時移転が生じなかった区域の住民にはどのような情報を提供するのかといったことや、U P Z 外の広域避難先の住民に対しては、避難退域時検査を実施した上で避難所に向かうことになっているといったことを情報提供するのは、非常に重要だと思うので、取組を進めていただきたい。
- 資料3「今後の取組」のU P Z 外の住民に係る「目指す方向性」に、「U P Z 外は防護措置が原則必要ないこと」と記載されているが、この根拠は何か。
- 目的は、U P Z 外の住民が避難行動を起こすことによって、本来避難すべき、P A Z ・U P Z の住民の避難の阻害要因になることを避けたいといった趣旨である。原子力災害対策指針では、基本的にはP A Z ・U P Z の住民が避難や屋内退避といった防護措置を講じることになっており、U P Z 外の住民の避難や屋内退避が全く想定されていないというわけではないが、基本的にはU P Z 外では避難行動は必要ないということを正しく理解していただくことを啓発していきたいと考えている。
- U P Z 外では防護措置が必要ないという情報は非常に重要だと思うので、完全に同意するが、その根拠をどこから持ってくるかについては明確にしておく必要がある。国では、U P Z などの設定について、I A E A の基準を上回らない範囲として示しているが、I A E A の基準が意味するところは、「その基準を超えると防護措置が必要になる」というものであって、U P Z 外で防護措置が必要ではないとは明言しているわけではないので、どのように説明するかについては考える必要があると思う。
- これについては、シャドウ・エバキュエーション（避難指示対象外の住民による自主的な避難）を防ぐ観点から一定の意義があるが、福島県では実際に区域外避難が問題になった。住民に十分に理解してもらえればよいが、そうでない場合でも、行政としては対応しなければいけないので、理解促進は重要である一方、実際に区域外避難が起こった場合の対応についても、検討する必要があると思う。P A Z の住民が避難するときに、U P Z の住民の避難の抑制は重要であるが、U P Z 外の住民の場合は自主的な判断による避難行動であることが多いので、行政としてどこまで関与すべきかについては、大きな課題だと思う。住民が自分の判断で避難する場合、それは行政が抑止することなのかどうかというのも考える必要がある。P A Z の住民が避難する際の妨げになるものであれば、それは抑止するが、そうではなくて、自分で考えて不安だから避難するものは抑止できないので、そこは整理していただいた方がよいと思う。

ウ まとめ

- 緊急時における情報伝達体制として、情報伝達体制図や統合原子力防災ネットワークシステムなどの資料を用意していただいた。委員から出てきた意見として、まず1点目は、住民とのリスクコミュニケーションの在り方や、緊急時における住民への情報発信を、どのような体制で、どのような組織が、どのような形で実施していくのか、このあたりの方針をより明確にしてほしいというのが主な意見であったと思う。
- 2点目として、住民の避難状況の確認についても、住民への情報伝達の裏返しとして検討が必要ではないかということは、検証対象とするかどうかは別として、多くの委員から意見が出たところだと思う。
- 3点目として、住民への情報伝達自体ではないが、緊急時における市町村との連絡や、市町村と県がどのように役割分担するのか、また、業務負担をどのように考えていけばよいのかというところが、議論の中で論点として挙げられたと思う。
- 4点目として、平時からの住民への情報提供については、これまでの放射線教育が住民にどれだけ伝わったかの検証が必要であろうし、原子力防災の知識の普及・啓発を課題として挙げているのであれば、どのような課題があるのかを検証することが必要であるとの意見が出された。これらの検証は最終的に、関係機関にどのように原子力防災を推進してもらうのか、実効性をどのように考えていくのかというところにつながってくると思うので、改めて県において整理していただき、検証対象として深めることができればと思う。